

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第 15 条、第 16 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠 11 週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0% ・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目）81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第 16 条による母子健康手帳を交付する。

《内 容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

届出・交付場所は、3 保健センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター）と市役所子育て支援課、志津北部地域子育て世代包括支援センターの 5 か所。

《実 績》

①過去 5 年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合)	届出時の妊娠週数					
			～11 週 (割合%)	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳
27 年度	1,082	505 (46.7%)	970 (89.6%)	81	16	8	0	7
28 年度	1,054	415 (39.4%)	958 (90.9%)	81	9	6	0	0
29 年度	1,035	454 (43.9%)	946 (91.4%)	75	9	5	0	0
30 年度	922	408 (44.3%)	824 (89.4%)	76	19	3	0	0
令和 元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0

※妊娠届出時による母子健康手帳交付数は、868 件。

②地区別年代別届出数 (件)

地区	総数	届出時の妊婦の年代					
		～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40 歳以上
佐倉	108	0	7	27	42	27	5
臼井	146	3	21	29	47	36	10
志津	397	5	36	93	155	88	20
根郷	174	2	15	58	59	32	8
和田	3	0	0	0	2	1	0
弥富	4	0	1	1	1	1	0
千代田	29	0	4	6	8	11	0
合計 (初妊婦数)	861 (373)	10 (9)	84 (55)	214 (117)	314 (125)	196 (59)	43 (8)
割合 (%)	100.2	1.2	9.8	24.9	36.5	22.8	5.0

③交付場所別地区別届出数

(件)

届出場所	届出数	割合 (%)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	107	12.4	4	69	10	9	0	0	15
西部保健センター	204	23.7	0	16	185	2	0	0	1
南部保健センター	30	3.5	1	2	2	24	1	0	0
子育て支援課 (※日曜開庁での届出)	351 (32)	40.8 (3.7)	101 (3)	40 (6)	56 (12)	137 (10)	2 (0)	4 (0)	11 (1)
志津北部地域子育て世 代包括支援センター	169	19.6	2	19	144	2	0	0	2
合計	861	100.0	108	146	397	174	3	4	29

※毎月第2・第4日曜日に開庁

④保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	861	860	99.9%	222	25.8%
転入時別冊交換(妊婦)	82	80	97.6%	27	33.8%
合計	943	940	99.7%	249	26.5%

※悪阻等の理由で当日面接が出来なかった場合には、代理人申請で母子健康手帳を交付。後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面談を実施している。

⑤母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数

(件)

	件数	理由			
母子健康手帳再交付	61	汚損	紛失	多胎	その他
		2	34	0	25
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	96	転入	紛失	多胎	その他
		74	16	3	3

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑥妊娠届出、転入全妊婦の妊娠中の喫煙・飲酒状況

⑥-1 妊婦本人の喫煙状況

(件)

状況	件数	割合 (%)
吸っていない	802	85.0
現在吸っている	15	1.6
妊娠中のため止めた	126	13.4
合計	943	100.0

⑥-2 家族の喫煙状況

(件)

状況	件数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	612	64.9
夫・パートナー	299	31.7
妊婦の父母	20	2.1
夫の父母	10	1.1
兄弟姉妹	1	0.1
不明	1	0.1
合計	943	100.0

⑥-3 妊婦本人の飲酒状況

(件)

状況	件数	割合 (%)
飲んでいない	445	47.2
妊娠中のため止めた	495	52.5
現在飲んでいる	3	0.3
合計	943	100.0

⑦特定妊婦把握状況

児童青少年課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 25 件

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 5 項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】重複あり

10 代妊娠 1 件、精神疾患既往歴有 9 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）5 件、経済困窮 13 件
シングルマザー 3 件、ステップファミリー 5 件

⑨産後ケア事業利用実績（子育て支援課で実施）

- ・宿泊型（産科医療機関に委託：市内 1 か所、市外 1 か所） 実 11 人 利用日数 66 日（55 泊）
- ・日帰り型（産科医療機関に委託：市内 1 か所） 実 4 人 利用日数 8 日
- ・訪問型（千葉県助産師会印旛地区に委託） 実 11 人 利用回数 20 回

《考 察》

妊娠届出数は、昨年度と比較し 61 件減少しており年々減少傾向となっている。妊娠 11 週以下での妊娠届出数は 771 件で、割合は 89.5%であったため、目標値には達していない。

子育て世代包括支援センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、子育て支援課、志津北部地域子育て世代包括支援センター）において、妊娠届出時の全数面接を実施している。妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等の情報提供、地区担当保健師の紹介を行いながら、ケアプランを作成・提供し、健康な妊娠経過をたどることができるよう支援した。

妊婦の飲酒・喫煙等に関して保健指導を行うほか、面接の結果、継続して支援が必要な妊婦に対しては、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、産後 6 か月を経過するまで支援する体制を整えている。

妊娠・出産期の相談・支援体制の充実に努めるとともに、支援の必要性のある妊婦については、関係機関との連携することで、子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援を行っていききたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23 週	妊娠 24～35 週	妊娠 36 週～出産
健診回数	4 回	6 回	4 回
受診間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回
毎回共通の 検査項目	問診・診察 検査・計測（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査） 保健指導（妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス）		
必要に応じて 行う医学 的検査	血液検査（血液型・抗体） （初期に 1 回） 子宮頸部がん検査 （初期に 1 回） 超音波検査 （期間内に 2 回）	血液検査（血清・血糖・ HTLV-1 抗体検査） （期間内に 1 回） クラミジア核酸同定検査 （期間内に 1 回） B 群溶血性レンサ球菌検 査（期間内に 1 回） 超音波検査 （期間内に 1 回）	血液検査（血清） （期間内に 1 回） 超音波検査 （期間内に 1 回）

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

問診及び診察（発育・発達の検査など）、尿化学検査、血液検査

*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

- ④周知方法 ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封（平成26年8月から）

《実 績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
27年度	1,082	15,148	13,754（償還分271含む）	90.8
28年度	1,054	14,756	12,125（償還分199含む）	82.2
29年度	1,035	14,490	12,689（償還分171含む）	87.6
30年度	922	12,908	11,413（償還分234含む）	88.4
令和元年度	861	12,054	10,439（償還分179含む）	86.6

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数 (人) (出生数)	発券枚数 (枚)	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数 (枚)			利用率(%)		
				3-6か月	9-11か月		3-6か月	9-11か月
27年度	1,150	2,300	2,010 (償還分 1含む)	1,069	941	87.4	93.0	81.8
28年度	992	1,984	1,970	989	981	99.3	99.7	98.9
29年度	1,031	2,062	1,763	915	848	85.5	88.7	82.3
30年度	961	1,922	1,836 (償還分 3含む)	939	897	95.5	97.7	93.3
令和元年度	898	1,796	1,673	877	796	93.2 ※1	97.7 ※2	88.6 ※2

※1 利用率（全体）：利用枚数/発券枚数

※2 利用率（3-6か月・9-11か月）：利用枚数/対象者数（出生数）

《考 察》

妊婦・乳児一般健康診査は、県外の里帰り先などで受診を希望する方がいるため、随時、受診を希望する医療機関と個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いの申請を受け付けている。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省から通知のあった「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っている。14回分の公費負担を実施しているが、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。妊娠届出時に特に支援が必要とされた妊婦は、妊婦健診を定期的に受診しているか確認しており、また、妊婦健診を決められたとおりに受診しない妊婦がいれば、医療機関から市に連絡をもらうようお願いしているので妊婦健診未受診の妊婦を把握する体制はできている。

すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、母子事業等で乳児健診の受診を勧奨するとともに、かかりつけ医を持つことの重要性について啓発していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合（新たな目標項目） 61.1% → 66.0% ・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加 ・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目） 81.1% → 86.0%

《目 的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

（1）マタニティクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員 25 人（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（3 回）、西部保健センター（3 回）
- ③ 実施回数 年 6 回
- ④ 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション・自己紹介 2. 保健師・助産師講義「妊娠中の生活」 3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」 4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」 5. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」 6. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 7. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士	9:15 ～14:30

《実 績》

① 受講状況

年度	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（％）
平成 27 年度	505	74	14.7
平成 28 年度	415	64	15.4
平成 29 年度	454	61	13.4
平成 30 年度	408	69	16.9
令和元年度	373	56	15.0

※対象者数は妊娠届出をした者のうち初妊婦。

② 地区別受講状況

地 区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率 (%)
佐 倉	47	8	17.0
臼 井	66	11	16.7
志 津	156	23	14.7
根 郷	93	13	14.0
和 田	1	0	0.0
弥 富	1	0	0.0
千代田	9	1	11.1
合 計	373	56	15.0

③ 妊婦の就労状況 (人)

就労している	就労していない	合計
36 (64.3%)	20 (35.7%)	56 (100%)

④ 妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	計
0 (0.0%)	2 (3.6%)	54 (96.4%)	0 (0.0%)	56 (100%)

⑤ 家族の喫煙状況 (受講者数に対して) (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	計
11 (19.6%)	3 (5.4%)	42 (75.0%)	0 (0.0%)	56 (100%)

⑥ 参加妊婦の飲酒状況 (受講者数に対して) (人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
0 (0.0%)	56 (100%)	0 (0.0%)	56 (100%)

⑦ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	0	0	0	0	0	29	29

【主な相談内容】母の精神疾患や不安、体重増加、産後の支援など

《考 察》

マタニティクラスの受講率は昨年度と比較して減少している。受講者の半数以上が就労しているなど、就労妊婦は年々増加傾向にあるため、申し込みしやすいようにメールでの受付も案内し、就労者が申し込みしやすいようにしていきたい。

また、今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のマタニティクラスのイメージが持てるよう教室の特徴（調理実習などの体験学習や、近隣に住む妊婦同士の交流）を説明することで、マタニティクラスの参加を勧奨していきたい。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各回定員 25 人（初妊婦優先）
- ②実施会場 健康管理センター（4 回）、西部保健センター（4 回）
- ③実施回数 年 8 回、土曜日または日曜日に開催（新型コロナウイルスの影響で 1 回開催中止）
- ④周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ⑤カリキュラム

1. オリエンテーション・自己紹介 2. 助産師講義「お産後のママの健康と生活」 「赤ちゃんとの生活」 3. 妊婦体験・沐浴実習 4. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	9 : 00 ～12 : 00
---	---------	--------------------

《実 績》

① 受講状況

(人)

年度	実施回数	対象者数	受講妊婦数(うち経産婦数)	受講率	夫の受講数(うち夫のみが受講した数)	夫以外の家族	受講者合計
平成 27 年度	8 回	505	167 (4)	33.1%	150 (0)	4	321
平成 28 年度	9 回	415	151 (6)	36.4%	146 (0)	2	299
平成 29 年度	9 回	454	161 (2)	35.4%	152 (0)	2	315
平成 30 年度	9 回	408	164 (1)	40.2%	164 (2)	0	328
令和元年度	8 回	373	142 (4)	38.1%	141 (2)	1	284

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数。 ※夫には内縁も含む。

※令和元年度は新型コロナウイルスの影響で 1 回開催中止。

②地区別受講状況（対象者数に対して）

地 区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
佐 倉	47	21	44.7
臼 井	66	29	43.9
志 津	156	56	35.9
根 郷	93	36	38.7
和 田	1	1	100.0
弥 富	1	0	0.0
千代田	9	1	11.1
合 計	373	144	38.6

※夫のみの参加も含む

③妊婦の就労状況 (人)

就労している	就労していない	合計
87 (60.4%)	57 (39.6%)	144 (100%)

※夫のみの参加も含む

④妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	合計
1 (0.7%)	12 (8.3%)	131 (91.0%)	0 (0.0%)	144 (100%)

※夫のみの参加も含む

⑤家族の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	すわない	無回答	合計
30 (20.8%)	11 (7.6%)	100 (69.4%)	3 (2.1%)	144 (99.9%)

※夫のみの参加も含む

⑤参加妊婦の飲酒状況 (人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	144 (100%)	0 (0.0%)	144 (100%)

※夫のみの参加も含む

⑦相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	6	0	1	0	46	53

【主な相談内容】

母の精神疾患や不安、体重管理、体調など

《考 察》

令和元年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を1回中止している。予約が20組以上あったため、開催できていれば、受講者数は昨年度までと大きな変動なかったと思われる。

昨年度に続き、令和元年度でも夫のみの参加するケースが2件あった。また、家族の喫煙状況については、昨年度と比較して喫煙している割合は減少し、禁煙中と回答した者の割合も増加した。夫のみの参加するケースがいることから、男性の親になる意識の高さが伺える。

令和元年度から家事や育児の分担度合いを夫婦で話し合うワークを取り入れた。参加者からは、「時間を取って話す機会があまりないので、きっかけになってよかった」「夫婦間で育児に対する考えや気持ちが変わった」「妻の家事の比重が高いことがわかった」という感想が聞かれ、夫婦が協力して家事や育児をする大切さや、妊婦へのいたわりの気持ちを深める機会になっていると考える。

今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のパパマクラスのイメージが持てるよう教室の特徴（男性がマタニティジャケットを装着する妊婦体験や沐浴人形を用いての沐浴実習などの体験学習）を説明することで、パパマクラスの参加を勧奨し、更なる男性の育児啓発に向けて、カリキュラム内容の改善を図っていきたい。

4. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第 13 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 13 条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査の費用助成を行い、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内 容》

- ①対 象 産後概ね 2 週間と概ね 1 か月の計 2 回まで
- ②実施場所 契約医療機関（県内 52 か所、県外 51 か所）
契約助産院（県内 11 か所、県外 0 か所）
契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票（質問票Ⅰ：育児支援チェックリスト、質問票Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、質問票Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果、要支援と判定された場合、実施機関から市に連絡をする。
- ④周知方法 妊娠届出時に受診票を交付。妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。

《実 績》

①受診状況

(人)

年度	対象者数 (出生数)	実受診者数 (※1 回目 受診者数)	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数 (率)	延要支援者 数 (率)
30 年度	961	815	1,341 (19)	84.8%	145 (18.8%)	175 (13.0%)
令和元年度	898	789	1,343 (43)	87.9%	113 (14.3%)	136 (10.1%)

※実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後 1 か月の 1 回のみの医療機関もあり、すべての産婦が 2 回受診するとは限らないため、1 回目受診者を実受診者数とする。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率(%)	要支援理由（重複あり）（要支援者に対する割合）			
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/ 設問10番加 点 (※2)	赤ちゃんへの 気持ち質問票/設問 3、5に加点 (※3)	その他 (※4)
2週間	568	68	12.0	51(75.0%)	26(38.2%)	41(60.3%)	3(4.4%)
1か月	775	68	8.8	45(66.2%)	19(27.9%)	53(77.9%)	4(5.9%)
全体	1,343	136	10.1	96(70.6%)	45(33.1%)	94(69.1%)	7(5.1%)

※1 EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。1設問当たり程度により0～3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われている。

※4 その他の内容は、母胎の異常、精神状態、医療機関からの事務的な連絡など。

③要支援者のうち医療機関から連絡があった者の支援状況

要支援者 延	要支援者のうち医療機関から 連絡があった人数	医療機関からの連絡を受け 概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数 (実施率)
136人	123人	102人(82.9%)

※医療機関から連絡があったが、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者21人の主な理由

- ・対象者が市からの連絡・訪問に応じなかった（支援拒否含む）10人
- ・支援者と産婦の都合が合わなかった5人
- ・継続支援中で次回支援予定と近日だった5人
- ・その他2人（内容：近日転出予定で他市に依頼）1人

④要支援者の状況

要支援者 実人数	出生順位 第1子	妊娠中から 継続支援の者	受診後 産後うつ病の診断あり	受診後 産後ケア利用
113人	75人 (66.4%)	67人 (59.3%)	4人 (3.5%)	日帰り型2人 訪問型5人

《考 察》

平成30年4月から産婦健康診査を開始した。要支援者は、産後2週間での受診と第1子の出産が多く、半数以上を妊娠中から支援している。要支援者の82.1%に対し医療機関から連絡を受けてから概ね1週間以内の早期の支援を行った。約3%が産後うつ病の診断を受けており、子育てに自信が持てず相談相手がいない保護者の支援や虐待の早期発見に努めている。課題としては、受診率は上昇したが対象数と受診者数が減っているため、受診しなかった産婦の情報を収集し対策を検討していく。

5. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第 10 条（保健指導）、第 11 条（新生児の訪問指導）、 第 17 条（妊産婦の訪問指導）、 児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（１）妊産婦訪問

《目 的》

母子保健法第 17 条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 妊娠届出書や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出書より訪問が必要と認められる妊婦
出産後、新生児訪問を受けた産婦で、訪問の結果継続支援が必要と認められた産婦
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実 績》

①実施状況

年度	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)	産婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)
27 年度	1,082	5(8)	4	0	0
28 年度	1,054	26(32)	16	2(4)	2
29 年度	1,035	25(48)	20	3(3)	2
30 年度	922	31(51)	29	※942(959)	365
令和元年度	861	36(70)	34	※878(880)	320

※産婦訪問実（延）人数について、平成 30 年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実（延）人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

《考 察》

妊娠届出にて、特定妊婦と判定された妊婦について、安心・安全に出産できる環境を整えるため、児童青少年課と連携して訪問指導を行っている。また、平成 30 年度からは、産婦健康診査を開始し、産後うつの可能性のある産婦にも早期に新生児訪問を実施するよう努めている。今後も支援が必要な妊産婦に対し、きめ細かい支援を行っていききたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目 的》

母子保健法第11条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第6条に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内 容》

ア. 新生児訪問

- ①対 象 原則として産後28日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子全員
 - ・第2子以降で希望があった者
 - ・妊娠期から継続して支援している者
 - ・医療機関からの訪問依頼があった者
 - ・里帰り中で他市町村から依頼があった者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師

ウ. こんにちは赤ちゃん訪問員協力員研修

- ①対 象 こんにちは赤ちゃん訪問協力員（研修を修了したボランティア/令和元年度は18人）
- ②内 容 こんにちは赤ちゃん訪問協力員の資質の向上を目的とした研修会の実施

《実 績》

① 実施状況

対象者数 a	生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）実施数（実施率）	
	b(b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施（再掲）c(c/b)
898人	889人（99.0%）	835人（93.9%）

※対象数：令和元年度出生数（令和元年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

※令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問の実績も合わせて計上することとする。

② 過去 5 年間の実施状況

(人)

年度	対象者数	訪問数	訪問率(%)	要支援者数(割合)
27 年度	1,150	1,086	94.4	187 (17.2%)
28 年度	992	944	95.2	280 (29.7%)
29 年度	1,031	964	93.5	283 (29.4%)
30 年度	961	957	99.6	381 (39.8%)
令和元年度	898	889	99.0	330 (37.1%)

③ 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)9 点以上で要支援となった割合(人)

要支援者数	E P D S 9 点以上の数	割合
330	58	17.6%

④ こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修会

実施日	参加数	内 容
令和元年 7 月 9 日	12 人	平成 30 年度訪問実績報告、グループワーク「訪問において良かったこと迷ったこと・地域の子育ての実情」
令和 2 年 2 月 5 日	9 人	講演会 「地域の子育てで見る虐待の早期発見について」 講師 千葉県スクールソーシャルワーカー(元佐倉市保育士) 飯野 弥生 氏

《考 察》

生後 4 か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

近年は、高い訪問率を維持しており、乳児家庭全戸訪問事業が市民にも周知されている。妊娠届出時の面接や、妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出や、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることも、訪問率の上昇につながっている要因と思われる。

平成 28 年度に子育て世代包括支援センターが開始してから、妊娠中に地区担当保健師の継続支援となった妊婦について、基本的に生後半年まで継続支援としているため、要支援率は高くなっている。支援理由は、EPDS 高得点者を含む、保護者の不安・負担が多い。今後も、乳児期早期に訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ① 対 象 乳児、幼児とその保護者
- ② 内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③ 従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実 績》

①実施状況

(人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
27 年度	51	82	60	86	111	168
28 年度	111	167	67	111	178	278
29 年度	105	157	84	114	189	271
30 年度	108	181	99	146	207	327
令和元年度	147	239	120	175	267	414

《考 察》

妊娠届出時から支援している家庭や、母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、育児に関する情報提供や、保護者の育児不安・負担の軽減につなげていきたい。

6. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条の1、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・こどもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（１）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目 的》

未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高確率であるばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成をはかることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内 容》

「低体重児の届け出」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500 g未満の児
- ②方 法：出生通知書の送付をもって届出とする。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア． 出生体重が2,000 g 以下
 - イ． ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・ けいれん、運動の異常
 - ・ 体温が摂氏34度以下
 - ・ 強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・ 繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・ 強い黄疸
- ②方 法：健康増進課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
児童青少年課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「赤ちゃん医療案内手帳」等
指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実 績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
27年度	1,150	101（8.8％）	32（2.8％）
28年度	992	93（9.4％）	26（2.6％）
29年度	1,031	90（8.7％）	11（1.1％）
30年度	961	80（8.3％）	15（1.6％）
令和元年度	898	90（10.0％）	23（2.6％）

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	低出生体重児数	未熟児養育医療申請件数
佐 倉	12	8
臼 井	15	2
志 津	40	8
根 郷	20	5
和 田	0	0
弥 富	0	0
千代田	3	0
計	90	23

③出生児数の状況（未熟児養育医療該当者）（人）

単胎・多胎の別	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
単 胎	19	19	10	7	18
多 胎	12（6組）	7（3組）	0（0組）	4（2組）	4（2組）
多胎のうちの1人	1	0	1	4	1
計	32	26	11	15	23

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g(低出生体重児)	2,000～ 2,499g(低出生体重児)	計
～27週 (超早産児)	0	0	0	0	0	0
28～33週	0	1	4	4	1	10
34週～36週 (後期早産児)	0	0	2	4	25	31
37週～	0	0	0	4	45	48
計	0	1	6	12	71	90

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

(人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体 重児)	500～ 999g(超低 出生体重児)	1,000～ 1,499g(極 低出生体重 児)	1,500～ 1,999g(低 出生体重児)	2,000～ 2,499g(低 出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	0	0	0	0	0	0
28～33 週	0	1	4	5	0	0	10
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	2	5	3	0	10
37 週～	0	0	0	3	0	0	3
計	0	1	6	13	3	0	23

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

(人)

医療機関名	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
東邦大学医療センター 佐倉病院	10	9	4	9	11
東京女子歯科大学附属八千代医療センター	5	8	4	4	5
成田赤十字病院	9	2	2	0	2
船橋中央病院	1	2	0	0	1
千葉大学医学部附属病院	0	0	0	0	1
君津中央病院	2	0	0	0	0
国保旭中央病院	1	0	0	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	1	0	0	0	0
順天堂大学医学部附属浦安病院	1	1	0	0	0
千葉県こども病院	0	1	0	0	0
千葉市立海浜病院	0	1	1	0	1
亀田総合病院	0	0	0	1	0
県外の医療機関	2	2	0	1	2
計	32	26	11	15	23

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。30年度は、新規申請であがった医療機関で集計。

《考 察》

令和元年度の未熟児養育医療の申請件数は、23 件と前年度より 8 件増加している。出生数に占める低出生児数も増加している。未熟児養育医療の該当児を、出生体重の内訳でみると、500 g～1,499 g は 7 人、1,500 g から 2,499 g は 16 人であった。また、多胎で該当になる者が 23 人中 5 人となっている。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3 歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。

今後も早期に対象児の把握や支援介入を行っていく。

（２）未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続きこれを行う。

《内 容》

①対 象 者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者

②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援

③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

《実 績》

①未熟児養育医療訪問状況

(人)

年 度	対象者数	訪問人数(うち養育医療該当)	訪問率 (%)
27 年度	101	92 (20)	91.1
28 年度	93	81 (20)	87.1
29 年度	90	89 (11)	98.9
30 年度	80	75 (13)	93.8
令和元年度	23	14	60.9

※令和元年度より、未熟児養育医療の対象児のみの実績とする。

《考 察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和元年度は、訪問率 60.9%である。訪問に至らなかった理由は、入院が長期になることが多く、年度を超えての訪問となることもあるからである。また、当該年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問を一時見合わせた時期があったことも要因とひとつと言える。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい。また、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいて、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、入院中から連絡を取ったり、医療機関をはじめとする他機関と連携を図りサービスの調整を行ったり、退院後早期に訪問指導を行うなどして、今後も母親に寄り添いながら早期支援に努めたい。

7. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・BCGを6か月までに受ける人の割合 101.4% → 100%

《目 的》

母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内 容》

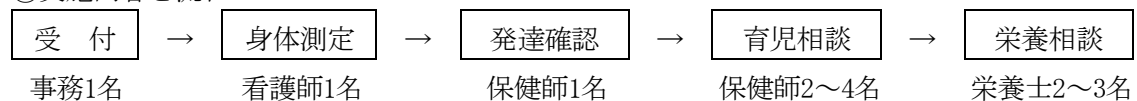
①対象 生後4か月の乳児

②実施回数 市内3会場にて月1回実施。

（健康管理センター・西部保健センター・南部保健センター）

※令和元年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月を中止とした。

③実施内容と流れ



④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実 績》

① 年度別来所状況 (人)

年度	対象者数	来所者数	来所率(%)
平成27年度	1,208	1,090	90.2
平成28年度	1,062	958	90.2
平成29年度	1,005	932	92.7
平成30年度	1,047	960	91.7
令和元年度	828	761	91.9

※令和元年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

② 地区別来所状況 (人)

地区	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
佐倉	114	97	85.1
臼井	113	108	95.6
志津	389	357	91.8
根郷	185	171	92.4
和田	2	2	100.0
弥富	2	2	100.0
千代田	23	24	95.8
市全体	828	761	91.9

③相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
761人	577人 (75.8%)	184人 (24.2%)	0人 (0%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

支援理由	要支援者数 (構成比%)	支援理由	要支援者数 (構成比%)
発育	24 (13.0)	疾患障害	8 (4.3)
保護者の不安・負担	84 (45.7)	虐待ケース	3 (1.6)
育児・生活態度	26 (14.1)	虐待ハイリスク	4 (2.2)
保護者の精神疾患(疑い含む)	19 (10.3)	栄養	3 (1.6)
発達	5 (2.7)	きこえ	0 (0.0)
保護者の体調・疾患	4 (2.2)	その他	3 (1.6)
精検・受診結果確認	1 (0.5)	合計	184(99.8)

⑤地区別支援状況 (人)

地区	来所者数	「支援あり」の数	要支援率(%)
佐倉	97	24	24.7
臼井	108	33	30.6
志津	357	84	23.5
根郷	171	34	19.9
和田	2	1	50.0
弥富	2	1	50.0
千代田	24	7	29.2
市全体	761	184	24.2

《考 察》

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている目視・把握ができない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業となっている。

本事業は要支援率が例年増加傾向にあり、支援理由としては保護者の不安負担の割合が高い。特に第1子目の保護者は子どもとの関わり方や、離乳食の開始の仕方等の育児知識に乏しい様子が見られ、育児への自信が持てず、不安負担の増加につながっていると考えられる。乳児相談は保護者が適切な情報を知り、育児を行っていくための重要な場となっている。

保護者が身近な相談先として保健センターを頼りながら、自信を持って育児を行うことが出来るように、保護者ごとのニーズに応じた保健指導を実施出来るよう引き続き努めていきたい。

8. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	- 健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 - 幼児の保護者 0.4% → 0% - 小学生の保護者 0.3% → 0% - むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0% - 風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合(1歳児) 35.4% → 増加 - おやつの目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加

《目 的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

①対 象 8か月の乳児

②実施回数 健康管理センター：月1回

西部保健センター：月1回

南部保健センター：2か月に1回

※令和元年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月は中止とし、希望者への個別相談を実施した。

③実施内容 栄養士・歯科衛生士・保健師による集団指導、個別相談（希望者のみ）

④周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知した。

《実 績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
27年度	1,215	923	76.0
28年度	1,116	841	75.4
29年度	1,017	750	73.7
30年度	1,068	770	72.1
元年度	879	646	73.5

※対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②会場別来所状況

実施会場	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	283	192	67.8
西部保健センター	399	305	76.4
南部保健センター	197	149	75.6
合 計	879	646	73.5

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	31	21	37
西部保健センター	46	17	53
南部保健センター	24	7	30
合 計	101	45	120

※個別相談は希望者および、継続支援者のみ

《考 察》

9 か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で、栄養の大部分を食事とるようになる。また食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行っている。また、歯科衛生士からは乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について、保健師からは事故予防のための知識普及や啓発も行っており、今年度は、風呂場での事故防止に関連した資料を刷新し、最新のデータでの指導を行った。個別相談は来所者の40%以上が希望しており、この月齢の子を持つ保護者の相談ニーズに応じることができた。

こうした取り組みを乳児期からすすめていくことが、健康さくら21(第2次)の目標である『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』の実現につながっていくと考える。

9. 1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 麻しん予防接種を受ける人の割合 (第 1 期) 94.3% → 100%

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2か月に1回実施。(計27回)
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月実施予定だった3回分を次年度に延期した。このため、実施回数が予定より少なくなっている。)
医師診察は、市内15協力医療機関で医師診察を実施。
- ③実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
M-CHAT短縮版(注)(7項目)の問診
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診) 医師診察
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。

《実 績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
27年度	1,192	1,104	92.6	255	23.1
28年度	1,220	1,170	95.9	336	28.7
29年度	1,102	1,031	93.6	292	28.3
30年度	1,058	1,023	96.7	301	29.4
令和元年度	951	907	95.4	307	33.8

※令和元年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別受診状況

地区	対象者数 (人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	139	139	100.0	42
臼井	151	139	92.1	48
志津	437	414	94.7	138
根郷	169	161	95.3	57
和田	10	10	100.0	4
弥富	3	2	66.7	1
千代田	42	42	100.0	17
市全体	951	907	95.4	307

③要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

支援理由	要支援者数	構成比 (%)	支援理由	要支援者数	構成比 (%)
ことば	129	42.0	虐待 虐待ハイリスク	8	2.6
発達	67	21.8	保護者の体調・疾患	5	1.6
保護者の不安・負担	38	12.4	疾患障害	7	2.3
育児・生活態度	22	7.2	栄養	1	0.3
保護者の精神疾患(疑い含)	15	4.9	その他	4	1.3
発育	11	3.6	合計	307	100.0

④歯科健康診査結果 上段 (人) 下段は受診者数に対する割合 (%)

受診者数 (受診率%)	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
904 (95.1)	290	446	448	7	2	1	0	0	44	1	62
	32.1	49.3	49.6	0.8	0.2	0.1	0.0	0.0	4.9	0.1	6.9

・むし歯罹患率 0.3% ・1人平均むし歯本数 0.02本

(備考) 歯科健診未受診 3人。

※歯科健康診査 結果判定の分類

O1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

O2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

O3型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの

A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)

B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑤個別医師診察結果 (人) 令和2年6月30日現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率 (%)	医師診察結果 (内訳)				
			異常なし	経過観察	要治療	その他(治療中など)	精密健康診査
907	757	83.5	725	23	2	0	7

⑥精密健康診査結果 (人)

令和2年6月30日現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
7	6	0	5	1	0

*診断確定の内訳：停留精巣・睾丸2、臍ヘルニア3

《考 察》

3月実施予定だった集団健康診査が、新型コロナウイルス感染拡大により次年度に延期し、3月の未受診勧奨対象者に受診勧奨ができなかったため、受診率は若干低下した。

また、問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があり、保健師が面接した結果、ことばや発達に課題がある児や虐待リスクのある保護者を必要な支援につなげているが、「ことばや発達」、「虐待・虐待ハイリスク」で支援が必要となる方の割合は年々増加している。保健師と言語聴覚士が子育て支援の観点から連携して支援ができるよう、職員の研修会等を行なう必要がある。

個別医師診察の受診率は、昨年度に比べて低下した。新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが受診率低下の要因になっていると考えられる。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じると共に、国の動向を見ながら1歳6か月児診査を実施していきたい。

※指導の乳幼児自閉症チェックリスト (M-CHAT) 短縮版について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

10. 3 歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 麻疹予防接種を受ける人の割合（第 1 期） 94.3% → 100%

《目 的》

母子保健法第 12 条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である 3 歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ① 対 象 3 歳 6 か月を超え 4 歳に満たない児
- ② 実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月 1 回、南部保健センターにおいて 2 か月に 1 回実施。（計 27 回）
（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3 月実施予定だった 3 回分を次年度に延期した。このため、実施回数が予定より少なくなっている。）医師診察は、市内 14 協力医療機関で医師診察を実施。
- ③ 実施内容（集団健診）全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、育児相談
発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））（注）
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次検査、眼科二次健診、尿二次検査
（個別健診）医師診察
- ④ 周知方法 3 歳 6 か月に達した幼児全員に個別通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。

《実 績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援者率(%)
27 年度	1,329	1,176	88.5	209	17.8
28 年度	1,289	1,138	88.3	192	16.9
29 年度	1,260	1,140	90.5	192	16.8
30 年度	1,283	1,182	92.1	200	16.9
令和元年度	1,059	961	90.7	176	18.3

※令和元年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	153	116	75.8	22
臼井	177	155	87.6	26
志津	488	467	95.7	78
根郷	169	163	96.4	27
和田	5	4	80.0	0
弥富	4	4	100.0	0
千代田	63	52	82.5	7
市全体	1,059	961	90.7	160

③要支援理由内訳：支援理由の一番目にあげられるものを計上 (人)

支援理由	要支援者数	構成比(%)	支援理由	要支援者数	構成比(%)
ことば	77	48.1	虐待・虐待ハイリスク	7	4.4
発達	32	20.0	栄養	1	0.6
保護者の不安・負担	23	14.4	その他	2	1.3
保護者の精神疾患(疑い含む)	10	6.3	合 計	160	100.1
育児・生活態度	8	5.0			

④尿検査結果

検査数 (人)	有所見数 (人)	有所見率 (%)	有所見内訳(延人数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
861	26	3.0	0	15	12	27

⑤歯科健康診査結果 上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数 (受診率%)	相談 者数	結果判定 ※							不正 咬合	軟組織 異常	その他 異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型			
951	23	717	97	32	75	25	0	5	87	0	21
(89.8)	2.4	75.4	10.2	3.4	7.9	2.6	0.0	0.5	9.1	0.0	2.2

・むし歯罹患率 11.0% ・1人平均むし歯数 0.36本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

(備考) 歯科健診 10人未受診。

⑥医師診察結果(人) 令和2年6月30日現在

集団 健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	経過 観察	要治療	その他 (治療中など)	精密 健康診査
961	737	76.7	711	13	6	0	7

⑦精密健康診査実施状況（人）

令和2年6月30日現在

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	5	5	3	1	1	0
眼科二次	28	18	0	8	10	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	7	5	1	3	1	0
計	40	28	4	12	12	0

＊診断確定の内訳

尿二次：無症候性血尿1人

眼科二次：遠視性乱視6人、屈折性弱視2人

医師診察：遠視性乱視2人、遠視・不同視弱視1人

《考 察》

3月実施予定だった集団健康診査が、新型コロナウイルス感染拡大により次年度に延期し、3月の未受診勧奨対象者に受診勧奨ができなかったため、受診率は若干低下した。

また、問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があり、保健師が面接した結果、ことばや発達に課題がある児や虐待リスクのある保護者を必要な支援につなげているが、「ことばや発達」、「虐待・虐待ハイリスク」で支援が必要となる方の割合は年々増加している。1歳6か月児健康診査と同様に、保健師と言語聴覚士が子育て支援の観点から連携して支援ができるよう、職員の研修会等を継続的に行なう必要がある。

個別医師診察の受診率は、昨年度に比べて低下している。新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが受診率低下の要因になっていると考えられる。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じると共に、国の動向を見ながら3歳児健康診査を実施していきたい。

※発達チェック項目

＜了解＞

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

＜図形模写＞

丸と十字を描いてもらうもので、図形を見る力、文字を書いたりするときの基本的な力を見るもの。

＜同図形発見＞

丸、三角、四角の形を見分ける力、色では黄色、赤色、青色の色の理解と、呼称の力を見るもの。

11. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・むし歯のない3歳児の増加 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 70.1% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年55回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月は中止した。
- ③実施内容 歯科健診 → フッ素塗布・歯垢の染め出し（希望者）
→言語聴覚士・保健師・栄養士 の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
平成27年度	3,836	2,861	74.6
平成28年度	3,725	2,753	73.9
平成29年度	3,698	2,830	76.5
平成30年度	3,413	2,566	75.2
令和元年度	2,988	2,186	73.2

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
健康管理センター	1,017	762	74.9
西部保健センター	1,461	1,056	72.3
南部保健センター	510	368	72.2

③地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
佐倉	417	295	70.7
臼井	440	308	70.0
志津	1,451	1,098	75.7
根郷	475	328	69.1
和田	14	12	85.7
弥富	17	13	76.5
千代田	174	132	75.9

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳	998	764	76.6	3	744	9	8	0	0	0	690(90.3)
2歳6か月	982	725	73.8	3	675	23	20	3	0	1	645(89.0)
3歳	1,008	697	69.1	2	637	22	25	9	0	2	633(90.8)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数 (人)	要支援者(人)
2歳	66	38
2歳6か月	48	28
3歳	31	11
合計	145	77

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談 (人)	栄養士相談 (人)
健康管理センター	60	30
西部保健センター	116	45
南部保健センター	36	19
合計	212	94

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は89.0%（3歳6か月児健診結果）であり、毎年増加している。フッ化物は定期的に塗布することで、むし歯予防効果が高まるため、定期的に歯科健診を受けることの重要性について、啓発していく必要がある。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月を中止した。家庭で低濃度のフッ化物応用を行うことで、むし歯予防効果が高めるため、フッ化物配合歯みがき剤等の使用方法やかかりつけ歯科医院での受診について、啓発していきたい。

1歳6か月児健康診査の事後指導の場として実施している、ことばの相談の相談者数は145人で、そのうち77人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要であった。また、保健師相談は212人、栄養士相談は94人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の方を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

12. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%

《目 的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内 容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回（年12回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月を中止した。

《実 績》

① 利用状況 (件)

年度	実数	延数
平成27年度	24	31
平成28年度	27	35
平成29年度	19	30
平成30年度	23	26
令和元年度	19	21

② 地区別利用状況 (件)

地区	実数
佐倉	2
臼井	4
志津	11
根郷	2
和田	0
弥富	0
千代田	0
計	19

③ 相談経路別利用状況 (件)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	1	幼児歯科健診	0
電話相談	8	新生児訪問	0
ことばの相談室	9	他機関からの紹介	0
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1.6 健診	1	その他	0
3 歳児健診	0	計	19

④年齢別相談内容（実数）

（件）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	1	0	0	0	0	0	1
6 か月～1 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
1～2 歳未満	3	1	0	0	0	1	5
2～3 歳未満	1	3	2	0	1	0	7
3～4 歳未満	0	0	2	0	0	1	3
4～5 歳未満	0	0	1	0	2	1	4
5 歳以上	0	0	1	0	0	0	1
計	5	4	6	0	3	3	21

相談内容その他：歩き方について 3件

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数）

（件）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題 なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他（※）
運動発達	5	0	5	5	0	0	0
言語発達	4	2	2	0	2	0	0
社会性の発達	6	3	3	0	2	0	1
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
多動	3	1	2	0	2	0	0
その他	3	0	3	1	1	0	1
計	21	6	15	6	7	0	2

※「その他」は、すすく発達相談後の経過を母子保健事業で観察することとなった者の数。

《考 察》

すすく発達相談では、相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が連携しながら多角的視点で児の発達支援を行っている。また専門職に相談が出来ることで、保護者の安心につなげることが出来ている。

相談利用者年齢、相談内容は、2歳未満は運動発達、2歳以降は社会性の発達についての相談が多い。社会性の発達については、ことばと発達の相談室から利用につながるケースが多く、保護者が児の発達についての不安や育児負担感を相談する様子が見られる。児の発達に合わせて、保護者が相談機関や医療機関を利用しながら育児を行うことが出来るよう、支援を行うことが重要になる。事業では、事前・事後カンファレンスにて児の発達の状況や、保護者の育児状況について専門職間で情報共有を行うことが出来ている。引き続き専門職内の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきたい。

13. ことばと発達相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの問題を持つ就学前児及びその保護者
- ②方 法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談を実施。新型コロナウイルス感染防止対策として、令和2年3月は面接相談を縮小した。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、必要に応じて助言及び指導を行う。1回30分から45分間程度。医学的診断等や療育を必要とする場合は、他機関を紹介する。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診、健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

① 年度別利用者数 (人)

年 度	実 数	延 数	新規申込者数	終了者数
平成27年度	564	2,895	204	200
平成28年度	549	3,060	193	230
平成29年度	509	2,588	184	231
平成30年度	502	2,725	212	185
令和元年度	526	2,578	242	164

② 地区別利用者数 (人)

地 区	実 数	割合 (%)
佐 倉	61	11.6
臼 井	92	17.5
志 津	264	50.2
根 郷	78	14.8
和 田	1	0.2
弥 富	1	0.2
千代田	29	5.5
合 計	526	100.0

③ 利用者の経路 (人)

経 路	実 数	割合 (%)
1歳6か月児健康診査	37	7.0
3歳児健康診査	109	20.7
5歳児子育て相談	37	7.0
すくすく発達相談	8	1.5
幼児歯科健診	101	19.2
電 話 相 談	176	33.5
再 相 談	11	2.1
そ の 他	47	8.9
合 計	526	99.9

④ 利用者の相談内容 (件)

相談内容	延件数	実数に対する割合 (%)
ことばの発達	358	68.1
行動面	93	17.7
対人面、社会性	98	18.6
学習面	1	0.2
発音	61	11.6
きこえ	5	1.0
吃音	25	4.8
視知覚認知	28	5.3
発達のばらつき	45	8.6
その他	11	2.1

*1人に対して複数の相談内容を持っている場合がある。

*「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るのに必要な基礎的な能力。

⑥利用者の相談結果

相談結果	実数	割合 (%)
*継続	336	63.9
*経過観察	26	4.9
終了	164	31.2
合計	526	100.0

*「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談をして継続支援になったものが含まれる。

*「経過観察」には、発音や吃音、発達ですぐに継続支援が必要でないもの等が含まれる。

⑤ 年齢別利用者数 (人)

年齢	実数	割合 (%)
0歳児	2	0.4
1歳児	57	10.8
2歳児	71	13.5
3歳児	134	25.5
4歳児	120	22.8
5歳児	142	27.0
合計	526	100.0

⑦ 終了者の終了理由

(人)

終了理由	終了者数
改善	18
問題なし	4
保護者の希望なし	12
他機関を利用	1
就学	113
転出	16
その他	0
合計	164

《考 察》

令和元年度の本事業の利用者数は 526 人であった。3 月は新型コロナウイルスの感染防止対策として新規申込み者の面接相談を中止していたにもかかわらず、年間の利用者実数は増加した。利用者は、1歳6か月健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診といった健診等からの経路が5割を超え、昨年度に比べ増加しており、定期の母子保健事業が発達支援につながるきっかけ作りを担えていると考える。

相談内容の傾向としては行動面、視知覚認知に関する相談が増えている。3月の面接相談を縮小期間中に、利用者へ電話相談を実施したところ、子どもの問題行動に対して保護者の育児負担感が増すケースがあった。発達の問題自体は短期間に改善されるものではないことや環境の変化が発達に問題を持つ子どもにとって大きな影響を与えることもあることから、保護者に対しても継続的な支援が必要と考える。

今後、不安や負担感の強い保護者に対して現段階として家庭でどのようなことに取り組めるのか、日々の過ごし方について具体的な対応を提示していくとともに、引き続き円滑な就学に向けて必要な支援を行っていく。

14. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

（1）たんぽぽグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内 容》

- ①対 象 ことばと発達の相談室において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者のうち
- ・ Aグループ：1 歳 6 か月から 2 歳児
 - ・ Bグループ：2 歳 6 か月以上で、未就園かつ他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方 法 ・各グループ毎月 1 回、健康管理センターにて実施。Bグループについては、参加者数の不足により令和元年 4 月～7 月分を中止とした。また、新型コロナウイルス感染予防のため、令和 2 年 3 月分については両グループとも中止とした。
- ・ 1 回の開催につき、定員 20 組。
- ③実施内容 ・ Aグループ：自由遊び、ミニ講座、遊びの紹介、個別面接、事後検討会
- ・ Bグループ：自由遊び、集団活動（親子での体操、手遊び、制作等）、個別面接、事後検討会
- ④参加期間 各グループ最長で 1 年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。Aグループの参加期間終了後は、必要時 Bグループへの参加も可能。
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）

《実 績》

①たんぽぽグループ 年度別参加組数 (組)

年 度	Aグループ		Bグループ	
	実 数	延 数	実 数	延 数
平成 27 年度	—	—	15	95
平成 28 年度	—	—	16	91
平成 29 年度	17	106	19	118
平成 30 年度	21	86	17	98
令和元年度	22	93	5	23

《考 察》

たんぽぽグループについては、1歳からの早期支援が可能なAグループを平成29年度に増設し、令和元年度で開始から3年が経過した。例年20組前後の親子が利用しており、今年度は毎月8～10組程度の親子が参加していた。保護者向けの講座においては、前月の内容について家庭で実践したことを聴取することで、連続性をもった支援の提供に努めた。また、保護者の育児に対する不安を軽減し自信を高めるために、家庭内での困りごとや良い取り組みをグループ内で共有する時間や、職員が子どもへの関わり方について助言する時間を十分に確保するようにした。

幼稚園等への就園準備を主な目的としているBグループについては、年度開始当初は利用希望者が1組と少なかったため、希望者が3組となった8月から実施した。利用希望者の減少には、保育園児の増加や幼稚園入園の低年齢化など社会的な背景も影響していると思われるが、正確には令和2年度以降の利用者の推移をみながら分析を行う必要がある。今年度の8月以降の利用者に対しては、3～5組という小規模なグループでの活動であったことで、より手厚い支援を行うことが可能となり、利用者の感想も概ね好評であった。

令和2年度は、感染症対策を講じながら、親子や幼い子ども同士が交流することのできるプログラムを提供することが課題になると考える。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- | | |
|--------|---|
| ①対 象 者 | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none">・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児・5歳児（年長児）・保育園、幼稚園などの集団に所属している児・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児 |
| ②方 法 | ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施。新型コロナウイルス感染予防のため、令和2年3月分については全グループ中止とした。 <ul style="list-style-type: none">・1グループ定員5人とし、令和元年度は3グループを編成。 |
| ③実施内容 | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有 |
| ④参加期間 | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能） |
| ⑤担当職種 | 言語聴覚士 |

《実 績》

①ひまわりグループ 年度別参加組数 (組)

年 度	実 数	延 数
平成 27 年度	19	162
平成 28 年度	16	130
平成 29 年度	15	127
平成 30 年度	15	127
令和元年度	15	147

《考 察》

令和元年度のひまわりグループは、3 グループ編成し、活動内容としては、グループ内での発表やゲーム、制作、話し合い等を実施した。参加した子どもたちはそれらの活動を通して、自分の意見を相手に伝えることや相手の意見を聞くこと、グループの仲間と協力して活動すること、時間や手順を守って作業を行うこと等の練習を行った。また保護者には、活動の様子を観察しながら子どもの良い行動を具体的に書き出してもらうことで、子どもの様子について客観的に把握する方法や、良い行動を見つけてほめることの重要性について知る機会を提供した。

令和2年度については、たんぼぼグループ同様、感染症対策を十分に講じながらも集団活動の意義を損なわないプログラムを提供することが課題になると考える。

15. 5 歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

5 歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内 容》

①対 象 5 歳を迎える児及びその保護者

②方 法 〈面接相談〉会場：健康管理センター、西部保健センター

実施月：令和元年 5 月～令和 2 年 3 月

8 月のみ 2 回、その他の月は 1 回ずつ実施（年間 12 回）

1 回の相談日につき、3 人まで

〈電話相談〉会場：健康管理センター

実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時受付

③実施内容 予約制の面接相談を実施。保護者聴取と発達状況を確認する簡易的な検査を行い、結果に応じて保護者に助言を行う。利用は 1 人につき 1 回限りで、時間は 30 分程度。継続的な支援を必要とする場合は、「ことばと発達の相談室」等を勧奨する。

実施日に来所できない場合等は、電話相談で応じる。

④周知方法 対象児全員に「5 歳児子育て相談のお知らせ」を送付、市のホームページに掲載
市内保育園・幼稚園にポスター掲示

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

①年度別利用者数

（人）

年度	実 数	要支援者数	終了者数
平成 28 年度	11	11	0
平成 29 年度	21	18	3
平成 30 年度	30	23	7
令和 元 年度	42	29	13

※終了者 13 名には、発音で経過観察の児 5 人、電話相談の内容から面接相談の予約を取ったが来所しなかった児 4 人を含む。

②利用者の相談方法

（人）

相 談 方 法	実 数
面接相談	27
電話相談	15

③利用者の相談内容

（人）

相 談 内 容	延 数
ことばの発達	10
対人面、社会性	8
行動面	11
発音	8
読み・書き	2
視知覚認知	3
吃音	2
発達のばらつき	3
その他	4
問題なし	2

※相談内容は、1 人の利用者に対して複数選択可能

《考 察》

本事業は、平成 28 年度から実施しており、利用者は年々増加傾向にある。令和元年度は、さらなる利用者の増加を目的に案内文を見直し、「発達の問題から就学後に起こり得る問題、またそれに対する支援の方法」に内容を変えたことにより、保護者が児の現在の問題について見通しを持って考える機会となり相談件数が増えたと思われる。

5 歳児子育て相談の第一の目的は、対人関係の弱さ、行動面の問題、読み書きの遅れを発見し支援につなげることであるが、これらについても発音の誤り、ことばの発達の遅れに続き多い相談内容となり、目的を達成しつつあると考えられる。

ことばの発達の遅れについては、本来 3 歳児健診からの早期支援が必要であるが、3 歳児健診では支援につながらず、5 歳児子育て相談で支援につながった児も多く、3 歳児健診の精度管理や 3 歳児健診でことばの遅れがあるにもかかわらず希望がなく支援につながらなかった児への対応方法を検討していかなければならないと考えられる。

終了となった児の中には、電話相談の結果から面接相談の必要性があると考えられ、5 歳児子育て相談やことばと発達の相談室の予約を取ったが、前日や当日にキャンセルとなった児が含まれ、本来支援が必要であるにも関わらず相談につながらない児への対応の難しさもあった。

16. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（１）保健センターでの健康教育

《内 容》

◆happy mama style（ハッピー・ママ・スタイル）

- ① 対 象 者：20歳前後で妊娠・出産した母と就学前までの乳幼児
- ② 会 場：健康管理センター、西部保健センター、志津北部子育て世代包括支援センター
- ③ 内 容：年4回 毎回テーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、
対象者へ個別通知（電子メール、手紙送付）

※令和元年度より、対象年齢を20歳未満から20歳前後に変更。志津地区の会場を追加し、開催回数は年12回から年4回となっている。

◆beans circle（ビーンズ・サークル）

- ① 対 象 者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 会 場：西部保健センター
- ③ 内 容：毎月1回（年間12回）開催予定だったが、新型コロナウイルスの影響で3月は中止。月毎にテーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、ポスター、妊娠届出時や新生児訪問時にリーフレット配布

◆Tiny angel（タイニー・エンジェル）

- ① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者（未熟児養育医療該当）
- ② 会 場：西部保健センター
- ③ 内 容：年1回 講演会・交流会開催

【令和元年度 実施内容】

日 時：令和元年10月4日（金） 10:00 ～ 12:00

講 師：LAVA ヨガインストラクター 平山 和菜氏

講演内容：ママのリラックス・リフレッシュを目的としたママヨガの実施

交流会：意見交換や質疑応答を実施。

- ④ 周知方法：対象者へ個別通知

《実 績》

①参加人数（延）

（人）

実施会場	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
happy mama style	97	74	35	12	21
beans circle	287	332	186	198	98
Tiny angel	21	9	14	18	8
合計	405	415	235	228	127

（2）地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。
今年度依頼があったのは、以下のとおり。

佐倉地区：佐倉老幼の館、佐倉市ヤングプラザ

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区：北志津児童センター「教えてタイム」、志津児童センター「ちびっこ広場」「赤ちゃん広場」、ユーカリハローキッズ、子育て応援さくら会

根郷地区：南部児童センター「ゆりかごタイム」「さくらんぼちゃんタイム」
根郷公民館

和田地区：和田地区子育て支援サークル「ママのほっとタイム」、和田公民館

弥富地区：弥富公民館

千代田地区：千代田地区社会福祉協議会「ひよこの会」

《実 績》

①実施状況

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
佐倉	6 回	265 人	10 回	247 人	10 回	185 人	7 回	227 人	8 回	173 人
臼井	4 回	72 人	2 回	84 人	2 回	53 人	2 回	25 人	2 回	47 人
志津	12 回	325 人	12 回	358 人	12 回	364 人	17 回	478 人	11 回	208 人
根郷	7 回	311 人	4 回	174 人	4 回	228 人	8 回	260 人	6 回	197 人
和田	3 回	58 人	1 回	5 人	0 回	0 人	3 回	35 人	2 回	32 人
弥富	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 回	13 人
千代田	3 回	72 人	3 回	54 人	3 回	68 人	3 回	57 人	3 回	33 人
全市	35 回	1,103 人	32 回	922 人	31 回	898 人	40 回	1,082 人	33 回	703 人

（3）女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施を予定していたが、令和元年度は豪雨により中止。
- ・啓発コーナーの設置：志津図書館、佐倉市役所で「妊娠力向上」に関するパネルの展示やリーフレットの配布を実施。
- ・その他、成人式での啓発リーフレットの配布、こうほう佐倉での記事掲載など。

《実 績》

- ・成人式での啓発リーフレットの配布：1,450枚
- ・啓発コーナーの設置：2回
- ・こうほう佐倉での記事掲載：1回

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内 容》

- ① 対 象：保育園・幼稚園児
- ② 方 法：歯科健康教育を希望する園を募り、保育園31園、幼稚園8園において実施
- ③ 内 容：人形劇「ケロタンと歯の汚れの実験」・歯垢の染め出し・歯みがき

《実 績》

①年度別実施状況 (人)

年度	保育園	幼稚園	合計
平成27年度	1,044	759	1,803
平成28年度	1,060	1,048	2,108
平成29年度	1,035	801	1,836
平成30年度	1,205	750	1,955
令和元年度	1,167	718	1,885

(5) 健康教育に伴う健康相談

《内 容》

健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

《実 績》

①年度別実施状況 (人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
平成27年度	10	64	62	31	167
平成28年度	5	73	87	22	187
平成29年度	2	52	69	29	152
平成30年度	0	81	37	14	132
令和元年度	8	99	64	26	197

《考 察》

若年で出産した親や多胎児の親、低出生で生まれた児の親を対象に、保健センターで健康教育を実施しており、共通の思いを抱えている者同士で交流を図り、専門職に気軽に相談を行うための重要な場となっている。経年的に参加者が減少傾向であるが、ハッピー・ママ・スタイルでは令和元年度より、対象の年齢を拡大し、志津地区での開催を行ったことで、開催数を減らしたものの、参加人数は増加している。参加者のニーズに合わせて開催形態を検討していき、悩みを抱えた母子にとって保健センターが身近な相談場所、また他の母子との交流の場所となり、不安負担を軽減しながら育児を行うことが出来るよう引き続き努めていく必要がある。

女性の健康づくり教育では、令和元年度は啓発ブースの出店が中止になったため、対象者と対面しての健康教育の実施を行うことが出来なかった。女性の健康づくり教育は若い女性を対象としており、妊娠出産前に保健センターや専門職を知ってもらうことが出来る場となっている。知識普及を行うことと合わせて、後に妊娠出産を迎える対象者に自身の健康や育児について相談出来る場として保健センターを認識してもらえよう、健康教育の実施場所、内容を検討していきたい。

17. 母子保健事業未受診者勧奨事業

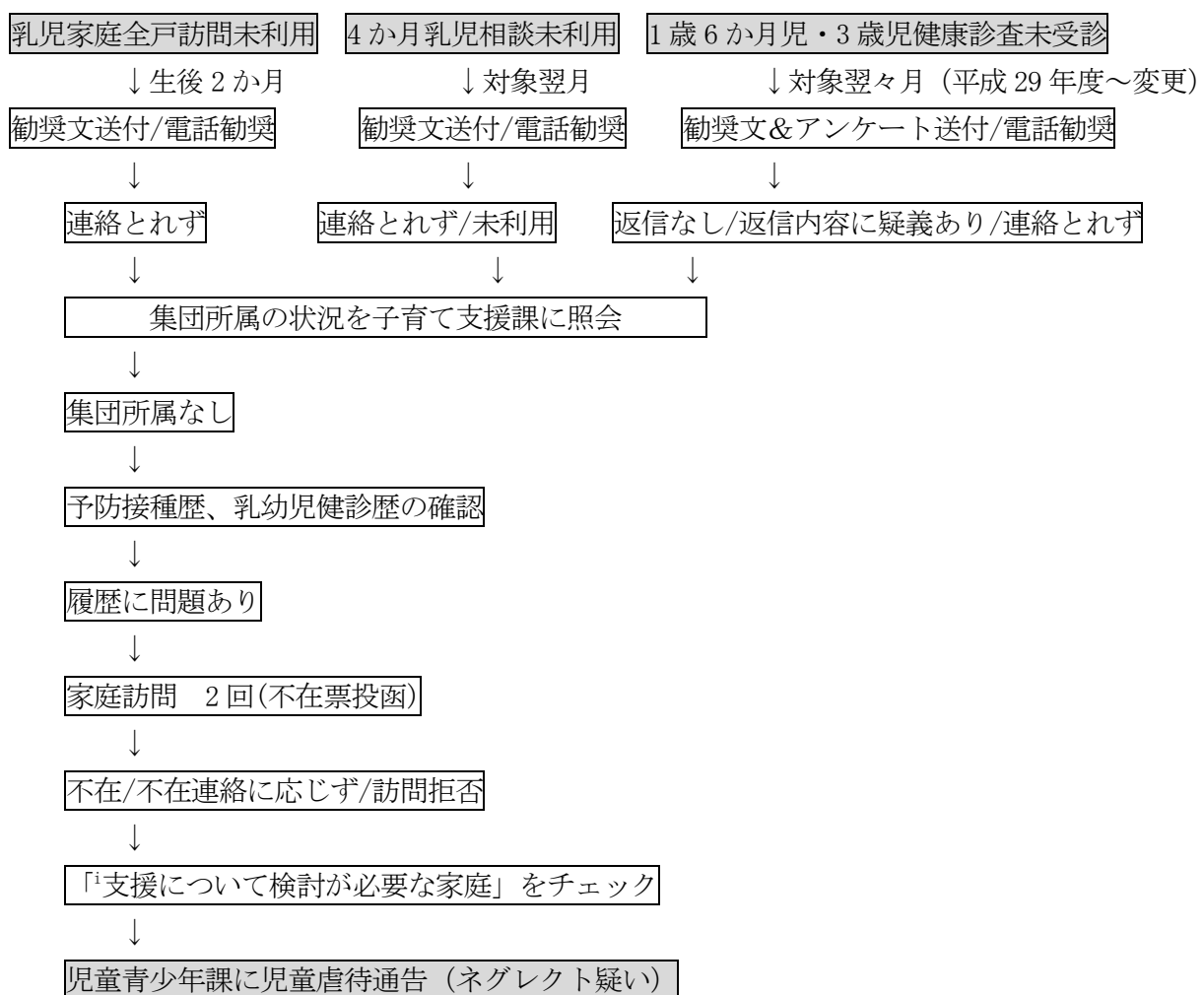
根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

《内 容》

事業の流れ



《実 績》

① 令和元年度事業別実施状況 (人) 令和2年6月1日現在

事業名	勧奨実施数	保健師訪問数	児童虐待 通告数	勧奨後受診した人数 (割合%)
全戸訪問	76	2	0	61 (80.2%)
乳児相談	126	9	0	63 (50.0%)
1歳6か月児健診	92	2	0	49 (53.2%)
3歳児健診	220	5	2	103 (46.8%)
合計	514	18	2	276 (53.6%)

* 前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

* 「保健師訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

② 事業別勧奨文送付・電話勧奨実施結果

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨文送付・電話勧奨の結果把握できた未受診の理由							コロナ感染拡大防止の為 勧奨できなかった者	期限内(勧奨文送付から1 か月以内)に把握できな かった者
		今後受診(訪問)予定	医療機関・前住地で 受診済	受けたので必要ない	必要ないので受けな い(保育園・幼稚園で 受けた)	拒否(受診できない (仕事で忙しい・交通 手段がない等)	市外・海外居住	里帰り	転出	その他(継続支援中・ 伝言のみ等)
全戸訪問	76	57	0	2	0	2	3	9	0	3
乳児相談	126	62	5	0	11	3	0	26	10	9
1歳6か月児健診	92	50	7	0	9	1	1	10	8	6
3歳児健診	220	132	6	3	8	6	1	25	27	12
合計	514	301	18	5	28	12	5	70	45	30

③ 「期限内(勧奨文送付から1か月以内)に把握できなかった者」の把握結果

(人)

事業名	期限内（勧奨文送付から月以内）に把握できなかった者	把握した数（a＋b）	把握した数の内訳							未把握の数
			a. 訪問で把握した数			b. 訪問以外で把握した数				
			訪問後の判定		文書、電話、面接、健診、相談、支援・予防接種歴、他機関からの情報等	把握経路				
			継続支援なし	継続支援あり		属情報	子育て支援課からの集団所	握 少年課等で把握	通告後、児童青少年課等	
全戸訪問	3	3	0	0	0	3	3	0	0	0
乳児相談	9	9	2	2	0	7	7	0	0	0
1歳6か月児健診	6	5	0	0	0	5	2	3	0	1
3歳児健診	12	9	1	1	0	8	2	5	1	3
合計	30	26	3	3	0	23	14	8	1	4

《考 察》

今年度は、コロナウィルス感染症拡大予防のため事業を中止・延期した影響もあり、勸奨が実施できなかった者、勸奨後の状況が未把握の者も数名見られた。未把握者については令和2年度に引継ぎ、引き続き状況把握に努めたい。また、幼児健診の対象者、特に3歳児健診の対象者については、保育園・幼稚園等の所属ができ、他所属からの情報提供により家庭状況を把握することができる。今後も、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていく。

i 「支援について検討が必要な家庭」

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局 総務課長、母子保健課長通知）から引用

2-（1）乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に否定的な家庭、勸奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勸奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」において死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

